

最低賃金についての意見陳述

2009. 7. 21

陳述者 溝淵 博生

(高知県労働組合連合会)

最低賃金法は、最低生計費の代理指標として生活保護「基準」を求める。

ご承知のとおり生活保護は全日本国民に保障される「健康で文化的な最低限度の生活」水準を厚生労働大臣の合目的的判断により示したものである。

一方、最低賃金法においても最低賃金の決定にあたっては、労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができるよう、生活保護との「整合性」を要求している。

「健康で文化的な最低限度の生活」という最低賃金法における文言についても、最低賃金法の目的（賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り）から解釈するに憲法25条におけるそれと同義である。

よって、最低賃金法的生活保護との「整合性」（上回ること）という文言が意図するところは、憲法の保障する「健康で文化的な最低限度の生活」水準が厚生労働大臣の合目的的判断により示された基準である生活保護「基準」を上回る最低賃金額である。

では、ここでの「基準」は具体的にどのようなものである必要があるか？

憲法が要求する「健康で文化的な最低限度の生活」は全国民に保障されるべきものであるところ、最低賃金によって労働者にもたらされる生活水準は、すべての最低賃金労働者が地域ごとに定められる生活保護「基準」を上回ることが要求されるべきである。

よって、「参考指標」として活用すべき生活保護基準には、その支給実績の平均や加重平均をは用いるべきではなく、一般的に想定される最低賃金労働者が現実に生活保護申請をおこなった場合に生活保護が適用されるか否かを検討すべきである。

また、「基準」との比較に用いる最低賃金労働者の労働時間数については、年間1800時間・常用労働者平均等、諸々考え方はあろうが、週40時間を上限とするところでは異論のないところであろう。しかし、現実には最低賃金制度により生活保障されるべき労働者の多くは非正規労働者であり、このような労働者の労働時間は相当に短いことは想像に難くはない。

以上により、別紙にて検討を行う。

※収入認定における勤労控除について

生活保護申請時の開始決定における収入認定からの基礎控除の70%の額の控除は就労への報償（30%）ではなく、就労することに伴う支出の増加を補うものである。

最低賃金労働者の生活保護要否判定(単純モデル)

想定 (完全な健康体)

20～40歳、単身世帯、時給630円

労働時間：144.0時間/月 (平成20年、県内常用労働者の平均所定内労働時間)

7.3時間/月 (所定外労働時間)

賃金月額=①

| 最賃額 | 月労働時間 | | 賃金月額 ① |
|-----|-------|-------|-----------|
| | 所定内 | 所定外 | |
| | 630 円 | 144 h | 7.3 h |

上記の労働者が保護申請を行った際の、保護の要否判定のため収入認定=⑥

(基礎控除の70%の額、社会保険料、税金等の控除が行われるが、
託児費用・通勤実費も控除対象となる)

| 社会保険料 健康保険 厚生年金 雇用保険 ② | 所得税 ③ | 住民税 ④ | 基礎控除の70% ⑤ | 申請時の 収入認定額 ①-②-③-④ -⑤=⑥ |
|------------------------------------|----------|----------------------------|-------------------------|----------------------------------|
| 3,955 7,403 579 | 0 円 | 市 3,000 (年) 県 1,500 (年) | 基礎控除額 22,100 円 × 70% | |
| 計 11,937 円 | 0 円 | 375 円 | 15,470 円 | 68,687 円 |

要否判定における最低生活費=⑦

(第1類・第2類・加算を合算する他、医療費等も最低生活費算出に考慮される)

| 第1類 | 第2類 | 冬期加算 | 住宅扶助 | 最低生活費 ⑦ |
|-------------|----------|---------|-------------|------------|
| 2級地-1 (高知市) | | 月平均 | 2級地-1 基準限度額 | 2級地-1 |
| 36,650 円 | 39,520 円 | 1,170 円 | 32,000 円 | 109,340 円 |

⑥<⑦により、要保護となり、生活保護受給が決定される。

週40時間労働者であっても

賃金月額=630円×40時間×52.18週÷12月=109,578円

収入認定額=78,984円

時給 980 円での検討

賃金月額=①

| 最賃額 | 月労働時間 | | 賃金月額 |
|-------|-------|--------|-----------|
| | 所定内 | 所定外 | |
| | | 時給25%増 | ① |
| 980 円 | 144 h | 7.3 h | 150,063 円 |

上記の労働者が保護申請を行った際の、保護の要否判定のため収入認定=⑥

| 社会保険料 健康保険 厚生年金 雇用保険 ② | 所得税 ③ | 住民税 ④ | 基礎控除の70% ⑤ | 申請時の 収入認定額 ①-②-③-④ -⑤=⑥ |
|------------------------------------|----------|--------------------------------------|-------------------------|----------------------------------|
| 6,152 11,517 900 | 税率 5% | 市 3,000 (年) 県 1,500 (年) 税率 10% | 基礎控除額 26,660 円 × 70% | |
| 計 18,569 円 | 2,283 円 | 5,357 円 | 18,662 円 | 105,191 円 |

要否判定における最低生活費=⑦

| 第1類 | 第2類 | 冬期加算 | 住宅扶助 | 最低生活費 ⑦ |
|-------------|----------|---------|-------------|------------|
| 2級地-1 (高知市) | | 月平均 | 2級地-1 基準限度額 | 2級地-1 |
| 36,650 円 | 39,520 円 | 1,170 円 | 32,000 円 | 109,340 円 |

⑥<⑦により、要保護となり、生活保護受給が決定される。